

部ハ従業員代表石村義一外一名ト會見シ

今井栄太郎ヨリ 物価騰貴ニ依ル賃銀一割値上ノ件ハ五方
以上獲セラレナイ 退取手当十二日分ニ付シテ本年一月
ヨリ実施セラレタル退手法ニ據ル以外ハ未認ニ難シト回答
セルニ 従業員代表ハ一般従業員ト相談シ改メテ回答スル
旨ヲ約シテ辭去セリ

四月七日午後一時ヨリ會社工場事務所ニ於テ

會社側 今井栄太郎 初見耕三

従業員側 小田道一 石村義一 外一名

組合側 田中若英

會見シタルカ先シ

組合代表 田中若英ヨリ

會社側ノ回答ニ依ル五分賃銀値上ハ余リニモ歎額ト距リカ
アル運取手当ノ問題ハ會社ヲモ別テ方法ヲ考ヘテ居レド

様ヲアルカラ切リ當シテ後日ニ讓シテモ良ヒカラ賃上ケノ
ミハ今一應考ヘテ貫ヒタイ

會社側 今井栄太郎

經濟界カ思フ様ニナラヌ事業ハ不振ヲ到底要求ニハ獲セラ
レズ折角ヲアルカラ七分進讓歩スヘク申渡シタルモ 再者
互ニ意見ヲ固持シ容易ニ解決ノ曙光ナク寧ロ決裂状態ニ陥
リタルヲ以テ所轄商標警察署係員斡旋セル結果一割値上ニ
依リ妥協シ退取手当問題ハ当分留保スルヲトナリ従業員
側ハ別記四上申書ヲ會社ニ提出シ別記四覚書ノ通り午後六
時四時解決セリ

七、警察事故 ナシ

右及申報候也